



# 宮 崎 県 公 報

平成23年11月7日(月曜日) 第 2335 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 6  
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… ( “ ) 6  
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… ( “ ) 7  
○地図及び簿冊の認証 (7 件) …………… (農村計画課) 7

## 規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第47号

#### 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第36条第3項の規定による麻薬譲渡届 別記様式第3号</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第47条、第48条及び第49条の規定による麻薬受払届 別記様式第5号</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(入院費の徴収)</p> <p>第6条 法第59条の4の規定により、入院に要する費用として措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者から、別表に定める額を徴収する。ただし、これらの者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である場合は徴収しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第7条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は正副2通とし、その麻薬業務所若しくは向精神薬営業所又は薬局若しくは店舗の所在地(法第58条の2の規定による麻薬中毒者届にあっては、その中毒者の居住地)を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>(届出の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第36条第3項の規定による残余麻薬譲渡届 別記様式第3号</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第47条、第48条又は第49条の規定による麻薬年間届 別記様式第5号</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(入院費の徴収)</p> <p>第6条 法第59条の4の規定により、入院に要する費用として措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者から、別表に定める額を徴収する。ただし、これらの者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による被支援者である場合は徴収しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第7条 法、政令、省令及びこの規則により知事に提出する書類は正副2通とし、その麻薬業務所若しくは向精神薬営業所又は薬局若しくは店舗の所在地(法第58条の2の規定による麻薬中毒者届にあっては、その中毒者の居住地)を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p> <p><u>2 次に掲げる書類は、前項の規定にかかわらず、1通を保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 法第8条の規定による麻薬取扱者免許証返納届</p>

- (2) 法第 9 条第 1 項の規定による麻薬取扱者免許証記載事項変更届
- (3) 法第10条第 1 項の規定による麻薬取扱者免許証再交付申請書
- (4) 法第10条第 2 項の規定による麻薬取扱者免許証返納届
- (5) 法第35条第 2 項の規定による調剤済麻薬廃棄届
- (6) 法第36条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による残余麻薬届
- (7) 法第36条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による残余麻薬譲渡届
- (8) 法第47条、第48条又は第49条の規定による麻薬年間届
- (9) 法第50条の 4 において準用する法第 9 条第 1 項の規定による向精神薬営業者免許証記載事項変更届
- (10) 法第50条の 7 において準用する法第 9 条第 1 項の規定による向精神薬試験研究施設設置登録証記載事項変更届
- (11) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則第10条の規定による麻薬廃棄届

2 次の各号に掲げる書類は、前項の規定にかかわらず、1 通とし、保健所長を経由することを要しない。

(1)～(7) [略]

別表（第 6 条関係）

措置入院者等の所得税の合算額	費用徴収額（月額）
1,500,000円以下	[略]
1,500,000円超	

備考

1・2 [略]

3 費用徴収額の認定に当たって当該措置入院者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要がある場合には、保護者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉子どもセンター等の関係機関若しくは保護者に対し照会等を行うものとする。

3 次に掲げる書類は、第 1 項の規定にかかわらず、1 通とし、保健所長を経由することを要しない。

(1)～(7) [略]

別表（第 6 条関係）

措置入院者等の所得税の合算額	費用徴収額（月額）
1,470,000円以下	[略]
1,470,000円超	

備考

1・2 [略]

3 費用徴収額の認定に当たって当該措置入院者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要がある場合には、保護者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉子どもセンター等の関係機関若しくは保護者に対し照会等を行うものとする。

別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 2 号

残 余 麻 薬 届

年 月 日

県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)

届出義務者続柄

氏 名 (法人にあつては、名称)

印

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻薬取扱者	免許の種類		
	免許番号		
	氏 名 (法人にあつては、名称)		
	麻薬業務所	所在地	
名 称			
業務(研究)の廃止又は免許の失効年月日		年 月 日	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
残余麻薬の品名及び数量	品 名	数 量	備 考
残余麻薬の処置	1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他(具体的に記入すること。)		

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 3 号

残 余 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

県知事 殿

住 所 (法人にあつては,主たる  
事務所の所在地)

届出義務者続柄

氏 名 (法人にあつては, 名称)

印

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により, 次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻 薬 取 扱 者	免許の種類			
		免許番号			
		氏 名 (法人にあつては, 名称)			
		麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		業務 (研究) の廃止又は免許の失効 年月日		年 月 日	
		残余麻薬届出年月日		年 月 日	
譲 受 者	麻薬営業者, 麻 薬診療施設の開 設者又は麻薬研 究施設の設置者	住 所 (法人にあつては, 主たる 事務所の所在地)			
		氏 名 (法人にあつては, 名称)		印	
	麻 薬 取 扱 者	免許の種類			
		免許番号			
		氏 名 (法人にあつては, 名称)			
		麻薬業務所	所在地		
			名 称		
譲 渡 年 月 日			年 月 日		
譲 渡 し た 麻 薬 の 品 名 及 び 数 量	品 名		数 量	備 考	

備考 この様式は, 九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので, 宛先を書き換えていた  
ければ, 九州各県で使用できます。



附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリハード&グリーン国富店・ごちそう工房サンリッチ  
東諸県郡国富町大字本庄字浄知院1716番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社毎日屋 代表取締役 日高正介  
東諸県郡国富町大字本庄6925番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社毎日屋 代表取締役 日高正介  
東諸県郡国富町大字本庄6925番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年6月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,812㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 

A棟西側（No.1）	23台
B棟北側（No.2）	80台
合計	103台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 

A棟北西側（No.1）	5台
B棟北側（No.2）	23台
合計	28台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 

A棟北西側（No.1）	35㎡
B棟南東側（No.2）	18㎡
B棟西側（No.3）	35㎡
合計	88㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 

A棟内北側（No.1）	9.23㎡
B棟南西側（No.2）	9.99㎡
B棟南側（No.3）	15.98㎡
合計	35.20㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社コメリ	開店時刻	午前9時
	閉店時刻	午後8時
株式会社毎日屋	開店時刻	午前9時30分
	閉店時刻	午後9時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 

A棟西側駐車場	午前8時30分～午後8時30分
B棟北側駐車場	午前9時～午後10時
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 

A棟西側駐車場北西側及び南西側	2箇所（出入口2箇所）
B棟北側駐車場北側及び東側	3箇所（出入口3箇所）
合計	5箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 8 届出年月日  
平成23年10月24日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成23年11月7日から平成24年3月7日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成23年11月7日から平成24年3月7日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール都城駅前  
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
（変更前）イオンモールM i E L L 都城駅前

<p>(変更後) イオンモール都城駅前</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行 (変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一</p> <p>4 変更の年月日 (1) 平成23年10月21日 (2) 平成23年 5 月11日</p> <p>5 変更理由 大規模小売店舗の建物設置者の代表者変更及び名称変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年10月20日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成23年11月7日から平成24年3月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成23年11月7日から平成24年3月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成23年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ロックタウン日向 日向市大字日知屋字古田町61-1</p> <p>2 意見の概要 特になし</p> <p>3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成23年11月7日から平成23年12月7日まで</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成23年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称</p>	<p>西臼杵郡五ヶ瀬町</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成19年4月1日から平成21年3月27日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部</p> <p>4 認証年月日 平成23年10月26日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成23年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 北諸県郡三股町</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成19年4月1日から平成22年3月29日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 北諸県郡三股町大字樺山の一部・五本松の全部</p> <p>4 認証年月日 平成23年10月26日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成23年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 北諸県郡三股町</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成20年4月1日から平成23年3月14日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 北諸県郡三股町大字樺山・稗田の各一部</p> <p>4 認証年月日 平成23年10月26日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成23年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 都城市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成21年4月1日から平成23年1月24日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 都城市吉之元町の一部</p> <p>4 認証年月日 平成23年10月26日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成23年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 延岡市</p> <p>2 地籍調査を行った期間</p>
---	--

平成21年 4 月 1 日から平成23年 2 月15日

- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北方町地番区域午の一部
- 4 認証年月日  
平成23年10月26日

---

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年11月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成21年 4 月 1 日から平成23年 2 月23日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市東郷町山陰丙、山陰庚の各一部
- 4 認証年月日  
平成23年10月26日

---

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年11月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
都城市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成22年 4 月 1 日から平成23年 1 月24日
- 3 地籍調査を行った地域  
都城市高野町の一部
- 4 認証年月日  
平成23年10月26日